

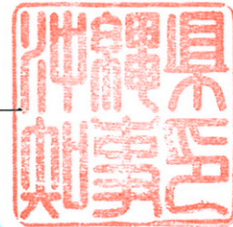
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成18年 8月30日

住所 沖縄県石垣市字大川1425番地の9
氏名 株式会社 八重島工業
代表取締役 平良 聡

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

沖縄県知事 稲嶺 恵一



| | | | |
|--------------------------|---|------|------------|
| 許可の年月日 | 平成18年 8月30日 | 許可番号 | 第18060149号 |
| 施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 | 1 施設の種類 がれき類の破砕施設 (インペラブレーカー-SAP-2N) 2 産業廃棄物の種類 がれき類 (コンクリート殻、アスファルト殻) | | |
| 設置場所 | 沖縄県石垣市字大川1425番の5 | | |
| 処理能力 | 240 t/日 (8時間) 30 t/時間 360 m ³ /日 (8時間) 45 m ³ /時間 | | |
| 許可の条件 | 搬入車両の走行に伴う道路交通騒音を低減するため措置の実施について、産業廃棄物収集運搬業者等に対する啓発を図ること。 | | |
| 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 | 有 ・ 無 | | |
| 留意事項 | 1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 | | |